

従業員側 牧山秀幸 外一五名

ト會見従業員側ヨリ別記(一) 要求ヲ口頭ヲ以テ提示シ數
項ニ直リ交渉中 別記(一)覺書ノ通りノ條項ヲ以テ午後十
一時三十分圓滿解決セリ

右及申(通)報候也

別記

要 求

- 一、給料日(公)毎月二十日ニサレタシ
過勤手当ヲ制定セシメテ
① 概年貳萬圓ニ對シ ④ 表方ノビラ貼リニ對シ
② 概年本返シノ場合 ⑤ 便所掃除ニ對シ
③ 概年持上ノ場合 ⑥ 便所掃除ニ對シ
- 二、兵隊召集ノ場合公給料金額支給セラレタシ
- 三、大人額ヲ百五拾圓ニ對シニ拾圓ニ對シ拾圓ヲ支給スルコトニ改正
サレタシ
- 四、公傷 疾病ノ際ニ給料金額並ニ治療費金額支給サレタシ
- 五、新ニ雇入ル場合ニ従業員ト合議ヲ止採用スルコト
- 六、稱號保持人本人ノ意思ニ反シテ為サレタコト
- 七、鏡人稱號ノ譲渡ハ従業員ト合議ノ上為スコト
- 八、従業員ノ不交ヲ感ズル暴行團ヲ出入ラ禁絶シラレタシ
- 九、退職手續ヲ制定サレタシ
- 十、其ノ外最ニ横田ト従業員トノ間ニ契約カ九覺書ヲ履行サレタシ

別記

覺 書

今面錦糸橋新経営者 矢島 越ト従業員ノ間ニ左ノ条件ヲ取定ム